



こんにちは

日本共産党

横浜市議員

みわ智恵美です



ブログ
Twitter
見てください

みわ智恵美事務所

横浜市港南区上大岡西 1-19-20-301

困ったときは

☎045-844-3635

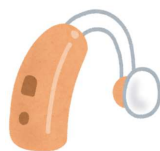
FAX045-841-8975

mail@miwa-chiemi.jp



申込は8/18~1/16(必着)まで 補聴器購入費助成制度が8月から始まります

認知症リスク因子の一つである「難聴」改善のため、補聴器購入費助成が行われます。この制度は、年金者組合横浜協議会さんなどから要望を受け、党市議団も実施を強く要求していた制度です。助成金上限は20,000円です。引き続き制度の拡充を求めています。



1、申請期間

8月18日から1月16日（必着）

2、助成を受けることができる方（次のいずれも該当する方）

- 申請日時時点で横浜市に住民票がある50歳以上の方（今年度50歳となる方含む）
- 市民税非課税世帯に属する方（生活保護法による保護を受けている世帯を含む）
- 両耳の聴力レベル30デシベル以上で、補聴器を使う必要があると、耳鼻咽喉科補聴器相談医から証明が得られる方。聴力レベルは30デシベル未満でも、補聴器の必要性を認めると補聴器相談医が判断した場合を含む。
- 身体障害者手帳（聴覚障害）を交付されていない方、又は交付対象でない方。
- 補聴器装用前・装用後アンケートに回答できる方。

3、注意

- 令和7年8月18日以前に購入されたものは対象になりません。
- 管理医療機器の補聴器購入費が助成対象です。
- 先着300人、予算上限に達し次第受付終了です。

4、申請方法

- ①申請書兼実績報告書、医師意見書、補聴器装用

前アンケートを取得する。

横浜市ウェブページ又は各区役所区政推進課広報相談係まで。

- ②補聴器相談医のいる医療機関を受診し、医師意見書を書いてもらう。
※意見書作成料とは別に医療費がかかります。



- ③補聴器（管理医療機器）を購入する。
補聴器相談医と相談して補聴器を購入してください。購入したら領収書等を取得してください。

- ④申請書類（申請書兼実績報告書、医師意見書、領収書のコピー、補聴器装用前アンケート）を市に郵送する。
審査後、助成要件を満たしている事が確認できれば、市から申請書に郵送します。

- ⑤請求書類（助成金交付申請書、通帳等のコピー）を市に郵送する。
金融機関名及び支店名、口座番号、口座名義人がわかる通帳等のコピーを添付してください。



- ⑥装用後アンケートへ回答する。
購入後3カ月後を目安にアンケートを郵送もしくは電子申請システムで回答を。

申請書、医療機関一覧はこちら
QRコードに掲載予定です⇒
市ホームページに

